

令和5年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		エタノールのうちバイオマスから製造したものであって、エチルターシャリーブチルエーテル（ETBE）の製造の用に供するもの（以下「バイオエタノール」という。）。								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和5年3月31日に適用期限が到来するバイオエタノールについて、関税無税化を延長。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
22.07	2207.10	エチルアルコール（変性させて ないものでアルコール分が 80%以上のものに限る。）及び 変性アルコール（アルコール分 のいかんを問わない。）								
		191	エチルアルコール（変性させて ないものでアルコール分が 80%以上のものに限る。） バイオマス（動植物に由来する 有機物（原油、石油ガス、可燃 性天然ガス及び石炭並びにこ れらから製造される製品を除 く。）をいう。）から製造したも のである旨が政令で定めると ころにより証明されたもので あり、かつ、エチルターシャ リーブチルエーテルの製造の 用に供するもの	10%	無税		10%	無税		27.2%
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>○バイオエタノールには、さとうきび、とうもろこしなどの農作物（可食）由来の第一世代バイオエタノールと製紙残渣（パルプ）、コーヒー粕、廃菌床などの非可食由来の次世代バイオエタノールがある。</p> <p>○ガソリンの代替となるバイオエタノールは、原料（植物等）が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、化石由来燃料のガソリンと比較して、二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策や、エネルギー源の多様化の観点から有効な手段の一つである。</p> <p>○バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者による非化石</p>								

	<p>エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)に基づく、「平成30年度以降の5年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準」(以下「告示」という。)において、平成30年度～令和4年度の間、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年50万kL」導入することを義務付け、これまで順調に達成し、令和3年度は原油換算で4.1万kL(令和3年度貿易統計輸入実績)導入している。</p> <p>○令和5年度以降のバイオエタノールの導入目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、検討を進めているところ。</p> <p>② 問題点</p> <p>○石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年50万kL」導入することを義務付けているものの、現状、国内ではバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオエタノールの価格がガソリンの価格を上回る、 ・輸入したバイオエタノールは、国内でバイオ ETBE[※]に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオ ETBE を生産するためのバイオ ETBE 専用タンク、ガソリンとの混合設備や受入設備等のコストが生じる、 <p>ことから、石油精製業者にとっては大きな負担が発生している。</p> <p>○このため、バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となり、このままでは、バイオエタノールの導入が進まないのが現状。</p> <p>※ETBE とは、エタノールと、ガソリンの精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、ガソリンになじみやすい性質を持っている。</p>
<p>改正の必要性和目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>○バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる上、関税による費用も上乗せされるため、関税が無税にならない場合は、バイオエタノールの導入がより進まなくなる恐れがある。</p> <p>○そのため、バイオエタノールの輸入に係る関税の無税化措置を延長することが必要である。</p> <p>○一方、バイオエタノールの利用にあたっては、現状、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、令和2年4月に次世代バイオエタノールの導入促進策として、令和5年度以降の次世代バイオエタノールの導入目標量を入札による供給者決定をもとに次世代バイオエタノール1万kL/年(原油換算)と定めることや、告示上での目標量を実導入量の2倍にカウントできる原材料に廃棄物やカーボンリサイクル由来炭素を加える等の告示の改定を行</p>

	<p>った。</p> <p>○次世代バイオエタノールの導入にあたっては、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、上記措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、国内事業者による商業生産に向けて取組が進展してきているところ。</p> <p>○次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり、非食料等を原料とするため食糧競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点があり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度を低減することが可能となる。</p> <p>○このため、バイオエタノールの関税暫定無税化は平成 28 年度から継続しているが、国産の次世代バイオエタノールの普及が進んだ場合には、関税を適用することも選択肢となるため、本要望も、暫定的に 1 年間無税化とすることが適切と考えている。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>○エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準で定めるバイオエタノールの導入目標量(原油換算 50 万 kL)を、毎年着実に達成する。</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>○バイオエタノールの輸入及び国内での利用が促進される。</p> <p>○バイオエタノールをガソリン代替分として、原油換算 4.1 万 kL (令和 3 年度貿易統計輸入実績) 導入した場合には、導入していない場合と比較して年間 10 万 t-CO₂ の削減効果がある。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>○バイオエタノールを原油換算 4.1 万 kL (令和 3 年度貿易統計輸入実績) 輸入し、バイオエタノールの関税 (10.0%) を免税とした場合、約 5.4 億円の減収となる (バイオエタノールの輸入価格を、令和 3 年度平均の 81.2 円/L で試算した場合。)</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>○バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる上、関税による費用も上乗せされるため、関税が無税にならない場合は、バイオエタノールの導入がより進まなくなる恐れがある。</p> <p>○そのため、バイオエタノールの輸入に係る関税の無税化措置を延長することが必要である。</p>

① 本要望に関連する政策評価

○経済産業省の令和3年度政策評価書「6-4 環境」において、パリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標の達成及び循環経済型社会の形成に向けた取組について、一層の推進を図る必要があるとしている。

② 当該政策評価の結果と改正の関係

○エネルギー供給構造高度化法に基づく令和3年度のバイオエタノールの導入目標は50万kL（原油換算）であるところ、バイオエタノールの関税暫定無税化等の後押しもあり、目標量を達成。

○令和4年度、令和5年度のバイオエタノールの導入目標を達成し、政策目標を達成するためには、バイオエタノールの関税暫定無税化の延長が効果的・効率的な手段であると考えられる。

③ 政府方針と改正の関係

○第6次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）において、「燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。・・・（中略）・・・2050年カーボンニュートラルに向けて、燃料分野での対応は、①燃焼しても大気中のCO₂を増加させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化石燃料を利用しながらも大気中のCO₂を増加させないCCS、カーボンリサイクルといった脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠であり、2050年を見据え、2030年に向けても、その確保等のための計画的な取組が重要である。」としている。

○また、2022年5月23日（月）に日米で合意された「日米首脳共同声明」において、持続可能な航空燃料（SAF）やガソリン代替でのバイオエタノールの利用拡大に向けた取組を位置付け。

○上記を踏まえ、バイオ燃料の普及を促進することが政府方針の達成に資すると考える。

④ 関連措置

○バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする措置を講じている（租税特別措置法第88条の7、平成21年2月施行）。

○バイオ ETBE の調達にあたっては、（1）バイオエタノールを輸入して国内でバイオ ETBE に合成する場合と、（2）海外で合成されたバイオ ETBE を直接輸入する場合、の2種類の形態があり、平成20年度より、バイオ ETBE についても関税暫定無税化の措置を講じている。

○なお、令和3年度のバイオエタノールの導入量原油換算50万kLのうち、（1）によるものは4.1万kL（令和3年度貿易統計輸入実績）、（2）によるものは

	45.9 万 kL ((バイオエタノールの導入目標 50 万 kL) - (バイオエタノールの輸入実績 4.1 万 kL)) である。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	○平成 28 年度以降、関税率（基本税率 10.0%）を暫定的に無税化。
措置による効果	○令和 3 年度において、本税制措置を講じた結果、石油精製業者により、バイオエタノールが原油換算 4.1 万 kL（令和 3 年度貿易統計輸入実績）輸入された。 ○バイオ ETBE を合成するために必要なバイオエタノールをガソリン代替分として導入したことにより、導入していない場合と比較して年間約 10 万 t-CO ₂ の削減効果があった。